

新名神高速道路 事故根絶非常事態宣言

西日本高速道路(株) 新名神高速道路建設事業担当者 各位
新名神高速道路工事受注者をはじめ現場の全従事者 各位

建設中の新名神高速道路において、平成28年4月に架設中の橋桁が落下し作業員10名が死傷する重大事故が発生し、続く5月にも橋桁の仮受設備（ベント）が箕面有料道路上に転倒する事故が発生しました。そのため、受発注者一体となった重大事故リスクマネジメントシステムを実施することとし、工事を再開いたしました。

しかしながら、その後も、同年10月に橋梁上部工工事現場から作業員1名が墜落する死亡事故が、また本年1月には高速道路脇で作業中のクレーンが転倒するという重大事故が発生したため、さらに安全対策を拡充し工事を実施してきたところですが、再び6月19日に敷鉄板の下敷きとなって作業員1名が死亡する事故が発生しました。誠に痛恨の極みであります。

新名神高速道路は、国土の大動脈として早期開通を望まれています。度重なる事故により関係者の皆さまに多大なご心配、ご迷惑をおかけするとともに、我々の事業に対する信頼は大きく失墜しています。

このような状況に鑑み、西日本高速道路(株)・受注者・下請業者一体となって事故再発防止の取組みを強化し、重大事故の根絶を目指してここに「新名神高速道路 事故根絶非常事態」を宣言します。

平成29年6月26日

新名神高速道路 建設工事安全対策本部 本部長 石塚 由成
(西日本高速道路(株) 代表取締役社長)